

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団評議員の選定基準

第1条（目的）

本基準は、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「当事業団」という）の定款に基づく評議員の選任にあたり、評議員の選定のための基準について定めるものである。

第2条（評議員の兼務制限）

評議員は、当事業団の理事及び監事を兼務することができない。

第3条（評議員の選定基準）

評議員選定委員会は、次の各号の基準に基づき、評議員を選定する。

- (1) 当事業団の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- (2) 次条に定める評議員に求める資質をいくつか有していること。
- (3) 健康であり、業務に支障がないこと。
- (4) 遵法精神に富んでいること。
- (5) 評議員会に積極的に出席できる見込みがあること。
- (6) 評議員の構成が、40%以上を女性評議員、25%以上を外部評議員とするよう努めること。

第4条（評議員に求める資質）

第3条(2)における評議員に求める資質は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ団体・アスリートの立場において広い見識を有する者
- (2) 都民の代弁者の立場において広い見識を有する者
- (3) スポーツに関する学識的見地において広い見識を有する者
- (4) 文化振興的見地において広い見識を有する者
- (5) 子どものスポーツ振興において広い見識を有する者
- (6) 高齢者のスポーツ振興において広い見識を有する者
- (7) 女性のスポーツ振興において広い見識を有する者
- (8) 障害者のスポーツ振興において広い見識を有する者
- (9) 子育て世代のスポーツ振興に関して広い見識を有する者
- (10) 教育的見地に関して広い見識を有する者
- (11) 区部のスポーツ振興に関して広い見識を有する者
- (12) 市町村部のスポーツ振興に関して広い見識を有する者
- (13) 島しょ部のスポーツ振興に関して広い見識を有する者

第5条（外部評議員の定義）

本基準における外部評議員の定義は、次の各項目のいずれにも該当しない者をいう。

- (1)過去10年間の間に、当事業団の役職員であった者
- (2)当事業団の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である者
- (3)当事業団の設立者

第6条（改廃）

本基準の改廃は、評議員選定委員会の決定に基づきこれを行うものとする。

第7条（その他）

評議員の選任に当たっては、本基準によるほか、法令の定めに従う。

附則

（施行期日）

- 1 本基準は令和7年6月18日から施行する。